

元嘉曆
儀鳳曆

氏郎が先祖なり、後年氏を吉田と改む、曆法に達せるを以て、召出されて改曆をなすもの寶曆也、その後又四十四年にして、改曆ありしより、其術最密を極めて、天度の違なきに至るといへり、寛政改曆の時は、高橋作左衛門今の作左衛門の父なりを登庸ありて、是を司らしめらるといへり、

〔日本書紀三十持統〕四年十一月甲申、奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆、

〔曆法新書十五〕元嘉儀鳳曆〇中

臣謹按、〇中蓋元嘉曆者、劉宋元嘉二十年何承天所造、而日法七百五十二、其術與古曆大率無異矣、儀鳳曆者、唐高宗時、太史李淳風所造、而日法一千三百四十、其術大異於古曆、而不用蔀章元紀之數、定四大三小之法、與元嘉曆懸隔、又一起氣於雨水、一求數於冬至、彼有朔元之弊、此無歲差之法、如斯兩曆之術、已齟齬況二曆相去二百三十餘年者乎、何便可兼用焉、由是推之、則二曆不同行必矣、疑四年行元嘉、六年行儀鳳者歟、

〔天朝無窮曆六〕神武天皇東征七箇年の紀年を初として、次々二三四五の卷々を経て、是六卷持統天皇十一年といふ丁酉歳まで、一千三百六十四年にて、日本書紀に載させ給へる紀年曆日、みな擧げ盡せるに就て、こゝに論ひ結むべき事なむ有る、そは右天皇四年庚寅歳の紀文に、十一月甲戌朔甲申、奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆と有るは、元嘉にまれ、儀鳳にまれ、一曆を純用せず、二曆を相兼ねて用ふる由なり、下に出す清和天皇紀なる大春日朝臣眞野麻呂の上言に、齊衡とたるよし見えたるは、此を先例さて紀文に、斯の如く四年の十一月より、右の二曆を行ふとはとなし給へるにぞ有るべき、有れど、こは實には然らず、其は上第三十一葉の表、天武天皇十一年の所に、標記せる如く、是年の六月壬戌朔より、子初刻に起る策を用給へるが、持統天皇六年といふ壬辰歳の十月まで、百二十九月の間なる朔、御紀に百二十出たると、盡に符合せり、また此百二十九月の中に、四閏月合せらるなり、符然て此次第に推下れば、此天皇六年といふ年の十一月は小にて、壬辰朔なるに、